［別表第三～別表第十四　略］

別表第十五　削除

⑶　通話時間制限・・・測定系統図⑵

㋐　総合動作特性試験装置にて受検機器を通話チャネルに移行させ、自動的に停波するまでの試験機器の通話時間を測定し、あらかじめ設定した通話制限時間内であることを確認する。

㋑　通話終了後、総合動作特性試験装置から制御チャネルにて呼び出しを行い、試験機器が応答することを確認する。

⑷　電波の発射停止・・・測定系統図⑵

㋐　総合動作特性試験装置にて受検機器の通話チャネル上の入力電圧を１μVとする。

㋑　この状態で試験機器の受信入力電圧を任意の電圧（取扱説明書の規格に記載された電圧）以下に下げる。

㋒　試験機器が停波したことを確認した後、総合動作特性試験装置にて受検機器の制御チャネル上の入力電圧を１μVとし、制御チャネルにて呼び出しを行い、試験機器が応答することを確認する。

㋓　再度受検機器を通話状態とする。

㋔　総合動作特性試験装置より終話動作を行い、試験機器が停波したことを確認した後、総合動作特性試験装置から制御チャネルにて呼び出しを行い、試験機器が応答することを確認する。

⑸　記憶装置の確認・・・測定系統図⑵

総合動作特性試験装置において試験機器のユーザコード及び電監コード、システムコードを確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　空中線電力の低下：低下した空中線電力をW単位で記載する。

⑵　周波数選択：判定結果を、良、否で記載する。

⑶　通話時間制限：設定された通話時間であるか及び試験機器が制御チャネルの受信状態（待受状態）に戻っているか否かを良、否で記載する。

⑷　電波の発射停止：判定結果を、良、否で記載する。

⑸　記憶装置の確認：判定結果を、良、否で記載する。

［別表第三～別表第十四　同左］

別表第十五　証明規則第２条第１項第４号に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温５～35℃の範囲、常湿45～85％（相対湿度）の範囲内とする。

⑵　その他の場合

上記に加えて周波数の偏差及び呼出名称記憶装置については温湿度試験及び振動試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

電源は、定格電圧を供給する。